

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第三回（九月）定例会の一般質問は、十八日、十九日、二十日の三日間に十一人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



野々下 昌文 議員

豪雨による災害対策について

問 七月豪雨の洪水により、篠川流域の山北、草木藪、小川野地、高石、長野、二ノ宮の各地区において堤防や農作物等に甚大な被害が出た。今後、流域で農作物に被害を及ぼさない堤防、護岸対策を考える必要がある。所見を問う。

答 篠川は、高知県により下流から継続的に河川改修を実施しているが、まだ未改修のところも多い。今後も、住民

通学路の安全対策について

の安全確保と地域産業を守るため、早期整備を強く要望していく。今回の豪雨により、河川に堆積した土砂等の撤去についても、補正予算を要望していると聞く。

問 本年六月の大阪高槻市の事故を受け、文部科学省は、全国の教育委員会に対し、学校ブロック塀の緊急点検を要請した。本市の学校施設のブロック塀の状況について問う。

答 ブロック塀は、市内のほとんどの学校にある。ブロック塀五十六件のうち、現行の建築基準法の基準外のもの三十七件、ひび割れや欠損など、破損のあるブロック塀が十七

宿毛市庁舎移転問題について

件あった。正常なブロック塀も、基準以下のもの、全てのブロック塀を金属フェンス等へ改修を行いたい。緊急性の高いブロック塀は、金属フェンス等へ改修する費用を今議会の補正予算に計上している。

問 市民サービス機能の維持について問う。

答 新庁舎までの交通機関の整備や現在地付近の市民窓口サービス機能の維持等、市民の皆様へ不便をかけない対策を講じる。

問 緊急防災事業債のタイムリミットについて問う。

答 高台移転の最も有利な起債であるが、平成三十二年までの期限付きの起債である。今後、修正設計や開発申請手続き後、造成工事を行い、終了後に庁舎建設工事に入る。最短で平成三十二年度中に建築に着手し、三十三年度末完成を目指すもので、工期的には大変厳しいスケジュールとなる。

問 旧県立病院跡地で建設した場合、緊急防災減災事業債、緊急保全事業債の対象となるのか問う。

答 緊急防災減災事業債は、本市には小深浦の高台があるため「津波浸水エリア外での建て替えが不可能」な場合という制約を受けないため、活用できない。緊急保全事業債は、耐震化が未実地の市町村の本庁舎建て替え事業が対象の起債である。本市の場合、平成二十五年に本庁舎の耐震化実施済みのため、庁舎位置にかかわらず、緊急保全事業債は対象外となる。

